

# 国際会社法の諸問題(下)

藤田友敬 東京大学助教授

三 批解法上の諸問題（方前）

卷之三

(1) 総説：企業再編の抑制法的構造  
最後に、近時しばしば話題となる国際的企業  
再編についても触れておこう。企業再編につい  
ての抵触法的な分析は、なかなか面倒である。  
それは、「合併」、「会社分割」、「株式交換」と  
いった企業再編が、抵触法的にみた場合には  
ののような構造を持つのかということから解明し  
ていかなくてはならないからである。  
企業再編は、会社法の立場から、一つのま

とまつた組織法的行為ととらえられている。たゞ、合併とは、「二個以上の会社の間の契約により、その一部の会社または全部の会社が解散・消滅して、その財産が存続会社（吸收合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）に包括的に承継され、その社員（株主）が存続

○ 第三者に当然に対抗することができるか（注五）。

この問題を、「合併の効果の問題」ととらえ、合併当事会社（ここではいすれも日本法人）の従属法で考えてしまつてよいのかは疑問がある。もちろん、合併による財産承継についても、財産の移転その財産の種類に応じて分けて考えるべきであるとの指摘がなされており（注五一）、そのような考え方からは、このようなケースについては債権譲渡や債権譲渡の対抗要件の準拠法で処理すべきことになると思われる。

② 例2-1 会社分割と免責の債務引受け  
もう少し複雑な例としては次のようなものがある。A会社（日本法人）がB会社（日本法人）に、会社分割制度を利用して、営業の一部を承認させたとする。その際分割契約書上は、イギリスの債権者Cに対してA会社が負う債務（準拠法はイギリス法）もB会社が承継することになつており、A会社はCに対して異議通告を行つたとする（商法三七四条ノ二〇）。この例の場合も、日本法人同士の会社分割なので、会社分割自体が日本法に基づいて行われることは異論がない。それではCのAに対して有していた債権も、日本法に従つて当然に移転する（商法三七六条ノ二六）と考えよいか。そのように解する立場もあるが（注五一）、会社分割に際して承継される債務について要求される債権者保護手続は、簡素化された特殊な免責的債務引受けの手続ともいふべき側面があり、そういう点からむしろ債権の準拠法で考えるべき問題ではないかとの疑問がある。

(4) 株式会社の徴用法による同一種の企画等

國際的企業再編の可否・手続に

いて、同種の制度がない場合にはどうなるか。合併はともかく、会社分割や株式交換については、わが国のそれと同様の制度がそれほど普遍的に存在するわけではない。そこでそのよきな場合にははどうなるかということが問題となる。たとえば、仮にアメリカの会社が日本で法とするアメリカの親会社ではどのような手続をすればよいのか。あるいは日本の会社が会子会社については日本法の株式交換の規定が適用されるとして、同様の制度のない州法を従用する。会社を完全子会社にしようとすると場合、日本会社によっては日本法の株式交換の規定が適用されるとして、会社分割型法とするアメリカの親会社ではどのような手續をすればよいのか。あるいは日本の会社が会子会社に承継させようとすると場合、会社分割型法とするアメリカの親会社ではどのような手續をすればよいのか。これらはいわゆる送致範囲の問題である。

もつとも、この場合、「問題の会社がなすべきこと」とがどうたらえられるかという点は、実はなかなか厄介である。たとえば、アメリカの会社（デラウエア州法人）が日本の会社を完全子会社とするすることを考えよう（ただし、五三で述べるように、そもそもこのような国際的株式交換が可能かどうかという点については、別途わが国の実質法上も問題があるが、ここではこの点は無視する）。完全子会社となる日本法人については、日本の株式交換制度の要件・手続を満たしていればよいとして、完全親会社となるデラウエア州会社の従属法上は何をすればよいのか（デラウエア州法上は株式交換に相当する制度はない）。この場合、完全親会社となるべき会社にとつて必要なことは、完全子会社となる会社の株主から株式の現物出資を受けて新株発行することに尽きるとみることができるとすれば、その要件・手続を満たせばよいということになる（注五五）。株式交換についてこのような考え方がとれるとすれば、日本の会社がアメリカの会社（デラウエア法人）に営業を承継させ、その手配として株式を受け取る場合についても、日本の会社の側で商法上の会社分割手続をとり、デラウエア州会社の側では、営業の現物出資による新株発行の要件・手続の手續が満たされればよいということになる（注五六）。

用を主張する見解もある（注四八）。

（3）財産・債務の移転

これに対して、企業再編に伴う財産や債務の移転については別途考へる必要がある。こういった点については、むしろ財産の性質に応じて、その移転のための準拠法が定まると考えるべきようと思われる（注四九）。この点は、内国法人同士の合併を考えたほうがわかりやすいので、以下そのような例で説明する。

① 例1・合併による包括承継

たとえば、甲会社（日本法人）が乙会社（日本法人）に吸収合併されたとする。この場合、甲会社が海外居住の債務者丙との関係で、その債権が乙会社に移転したことを、債務者および

適用すればよいとすることも考えられよう（注五四）。

もつとも、この場合、「問題の会社がなすべきこと」とはどうとらえられるかという点は、実はなかなか厄介である。たとえば、アメリカの会社（デラウエア州法人）が日本の会社を完全子会社とするなどを考えよう（ただし、五三で述べるように、そもそもこのような国際的株式交換が可能かどうかという点については、別途我が国の実質法上も問題があるが、ここではこの点は無視する）。完全子会社となる日本法人については、日本の株式交換制度の要件・手続を満たしていればよいとして、完全親会社となるデラウエア州会社の従属法上は何をすればよいのか（デラウエア州法上は株式交換に相当する制度はない）。この場合、完全親会社となるべき会社にとって必要なことは、完全子会社となる会社の株主から株式の現物出資を受けて新株発行することに尽きるとみることができるとすれば、その要件・手続を満たせばよいということになる（注五五）。株式交換についてこのような考え方がとれるとすれば、日本の会社がアメリカの会社（デラウエア法人）に営業を承継させ、その対価として株式を受け取る場合についても、日本の会社の側で商法上の会社分割手続をとり、デラウエア州会社の側では、営業の現物出資による新株発行の要件・手続の手續が満たされたればよいことになる（注五六）。

## (2) 法人格の消滅・発生 社員関係の消滅・発生

会社の解散、新たな会社の設立、新株の発行等について、近時有力に主張されているのは、分配的適用と呼ばれる考え方である（注四七）。それによると、このような法律関係は、合併当事会社の従属法に従つて判断される事になる。たとえば、アメリカ法人又は会社が日本法人A会社を吸収合併する例を考えよう。この場合、A会社が解散し、その株主は吸収会社の株式を割り当てられることになるが、この点に関する準拠法は、A会社の従属法である日本の商法ということになり、商法四〇八条以下で規定されることになる。これに対して、乙会社の側では、アメリカ法（正確には、設立の際に準拠した州法）が適用される（もとより、分配的適用を基本としつつも、合併手続の一部について累積適用を主張する見解もある（注四八））。

(3) 財産・債務の移転

これに対して、企業再編に伴う財産や債務の移転については別途考へる必要がある。こういった点については、むしろ財産の性質に応じて、その移転のための準拠法が定まるに考えるべきように思われる（注四九）。この点は、内国法人同士の合併を考えたほうがわかりやすいので、以下そのような例で説明する。

① 例1・合併による包括承継

たとえば、甲会社（日本法人）が乙会社（日本法人）に吸収合併されたとする。この場合、甲会社が海外居住の債務者丙との関係で、その債権が乙会社に移転したこと、債務者および

べきるかについては、実質法上の要請として類似した制度が相手国に存在するという要件があるかどうかも検討しなくてはならない。

**四 準拠法と無関係に適用される規範**

1 (抵触法的な意味での) 公法と私法

涉外的私法関係については、これまで説明したように、まず法廷地の国際私法によってどこの国の法が適用されるかという抵触法上の判断を行った上で、その後準拠法となる実質法を適用するというプロセスをとる。これに対して、このようなステップを経ないタイプの法規範もあることに注意をする。たとえば、外国での企業活動についてある国の独占禁止法が適用されるか否かは、別に準拠法選択というステップを踏むことなく、いきなり当該独禁法の条文あるいはその趣旨(保護法益は何か等)から、外国法人にも適用されるか、国外の活動にも適用されるかといった結論が出されるわけである。

準拠法選択というステップが介在しないタイプのルールを、以下では「(抵触法的な意味での)公法」と呼ぶこととしたよう(注五七)。独禁法や証券取引法(の規定の多く)等がその例であるほか、いわゆる外人法(たとえば、商法中の「外人会社の規定」)もその例である。

独禁法の例などをみるとあまりにも自明に見えるこの区別——準拠法の問題を介在せざるほか、いわゆる外人法(たとえば、商法中の「外人会社の規定」)もその例である。

会社法においてはかなり重要な意味を持つ。こ

ば、社債の発行地を基準とする①が自然である(注六七)。しかし、社債管理会社は発行後の社債の管理を行うことで社債権者の利益を保護する存在であり、むしろ流通市場こそが社債管理会の設置強制との関係では重視されるべきではないかという指摘もある(注六八)。その点を強調すると②の立場につながる。もつとも、こういう立場をとると、予見可能性を害することは否めない。

解釈論としていずれの立場が妥当かを論じることは本稿の目的ではないので、これ以上立ち入らないが、商法中の一部の規定が「公法」であって準拠法いかんにかかわらず適用されうる可能性があること、商法の規定の性格をそのような観點から検討し直す必要があること、さらにはその実質的な規制内容についても解釈を詰めるべき点が少なくないこと(五2参照)に注意する必要がある。

(3) 社債権者集会の規律

社債権者集会制度の規律についても問題がある。たとえば、外人会社が日本法を準拠法として日本の投資家相手に社債を発行した場合、社債の条件を変更するための社債権者集会はどのような手続で行われる必要があるか。一九九二年に起きたKEPCO事件(前述二2参照)ではまさにこの点が問題となつた。

社債権者集会の規律については、社債契約の準拠法に従うといふ立場が有力である(注六九)。この論点の解釈論それ自体には深入りしないが、一点だけ注意を喚起しておきたいのは、同じ社債権者保護の規定でありながら、社債管

理会社の設置強制とは異なるのか、それはなぜかということである。特に、社債管理会社の設置については準拠法いかんにかかわらず適用する立場をとりつつ、社債権者集会の規定は異なつて考えるという立場をとるすれば、両者の違いをどこに求めるのか説明する必要がある(注七〇)。この点本来は社債の契約条項として多数決による契約内容の変更を自由に書くことができるところ、その契約の自由を一定の範囲で制約したのが商法の社債権者集会の規定だと理解すれば、準拠法が日本法の場合に適用すれば足り、公法と考るべきではないようにも思われる(注七一)。他方、社債権者集会制度には、多数決で債権の額の減免をするという側面があることから、倒産手続に似た規制を置いており、この種の規制を社債の社債発行地における公法的性格の規定として属地的に適用されるべきものとみる立場もある(注七二)。(抵触法的な意味での)公法が否かは、抽象的にいえば、当該問題の規律に国家的関心がどれだけ強いか、ということで決まるのであるが、どういう種類・性格の投資家保護について、そういうことがいえるのかということについては、今後より理論的に分析される必要がある。

逆に、一般的には公法と思われている証券取引法の中にも、本来、(抵触法的な意味での)私法的な性格を有するものが混在しているようと思われる。

**2 商法の中の公法的規定——社債を例に**

(1) 総説

すでに紹介したように、近時外債をめぐる法的問題について盛んに議論がなされている。社債の法律関係の中には、発行会社の従属法で規律されるべき問題もある。たとえば、日本企業が社債を発行する場合、たとえ募集がなされるのが国外市場であっても、会社の従属法である日本法の要求する取締役会決議(商法二九六条)は必要である(注五八)。会社の発行しうる社債の種類等についても、当該会社の従属法が適用されよう(注五九)。これに対して契約条件や契約の解釈等については、おおむね契約準拠法で考えるべきであろう(注六〇)。ところが社債管理会社をめぐる規律や社債権者集会の規律をどう考えるかについてはそう自明ではない。その過程で、社債のルール、さらにより一般的には会社法のルールには、準拠法選択とい

ることは、二2で説明した外債に関する近時の議論において強く認識されるに至つたことである。そこでは、商法に含まれている一部の規定は実は「公法」であつて会社の従属法いかんにかかわらず法廷地では当然に適用されるべき性格のものではないかとの主張がなされたわけである。また逆に、これまであまり議論があつたわけではないが、一般論としては公法という色彩の強い証券取引法についても、中には私法的な性格の規定が混在している可能性があるようと思われる。そこで、以下各々について多少數用するというプロセスをとる。これに対して、このようないステップを経ないタイプの法規範もあることに注意をする。たとえば、外国での企業活動についてある国の独占禁止法が適用されるか否かは、別に準拠法選択というステップを踏むことなく、いきなり当該独禁法の条文あるいはその趣旨(保護法益は何か等)から、外国法人にも適用されるか、国外の活動にも適用されるかといった結論が出されるわけである。

準拠法選択というステップが介在しないタイプのルールを、以下では「(抵触法的な意味での)公法」と呼ぶこととしたよう(注五七)。独禁法や証券取引法(の規定の多く)等がその例であるほか、いわゆる外人法(たとえば、商法中の「外人会社の規定」)もその例である。

会社法においてはかなり重要な意味を持つ。こ

べきるかについては、実質法上の要請として類似した制度が相手国に存在するという要件があるかどうかも検討しなくてはならない。

#### 四 準拠法と無関係に適用される規範

できるかについては、実質法上の要請として類似した制度が相手国に存在するといふ要件があるかどうかも検討しなくてはならない。

このことは、二2で説明した外債に関する近時の議論において強く認識されるに至つたことである。そこでは、商法に含まれているのではないかとの見方が次第に強まってきたのである(注六二)。

(2) 外債と社債管理会社の設置強制

すでに紹介したように、平成五年改正によつて導入された社債管理会社の設置強制が、外債に適用されるかについて議論があつた。この点は、国内投資家を保護するための「公法」であります。また逆に、これまであまり議論があつたわけではないが、一般論としては公法という色彩の強い証券取引法についても、中には私法的な性格の規定が混在している可能性があるようと思われる。そこで、以下各々について多少數用するといふプロセスをとる。これに対して、このようないステップを経ないタイプのルール、すなわち抵触法的な意味での公法が少なからず含まれているのではないかとの見方が次第に強まってきたのである(注六二)。

このことは、二2で説明した外債に関する近時の議論において強く認識されるに至つたことである。そこでは、商法に含まれているのではないかとの見方が次第に強まってきたのである(注六二)。

(2) 外債と社債管理会社の設置強制

すでに紹介したように、平成五年改正によつて導入された社債管理会社の設置強制が、外債に適用されるかについて議論があつた。この点は、国内投資家を保護するための「公法」であります。また逆に、これまであまり議論があつたわけではないが、一般論としては公法という色彩の強い証券取引法についても、中には私法的な性格の規定が混在している可能性があるようと思われる。そこで、以下各々について多少數用するといふプロセスをとる。これに対して、このようないステップを経ないタイプのルール、すなわち抵触法的な意味での公法が少なからず含まれているのではないかとの見方が次第に強まってきたのである(注六二)。

(2) 外債と社債管理会社の設置強制

すでに紹介したように、平成五年改正によつて導入された社債管理会社の設置強制が、外債に適用されるかについて議論があつた。この点は、国内投資家を保護するための「公法」であります。また逆に、これまであまり議論があつたわけではないが、一般論としては公法という色彩の強い証券取引法についても、中には私法的な性格の規定が混在している可能性があるようと思われる。そこで、以下各々について多少數用するといふプロセスをとる。これに対して、このようないステップを経ないタイプのルール、すなわち抵触法的な意味での公法が少なからず含まれているのではないかとの見方が次第に強まってきたのである(注六二)。

たとえば、証券取引法一九四条およびそれに基づいて制定された「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」によつて、上場株式の議決権の代理行使の勧誘が規制されている。しかし、この規制についても、代替的な制度(書面投票)が商法特例法に規定されたことからも分かるように、株主総会における議決権行使の公正を確保するための制度である。こういった事項は、本来は法人の従属法によって規制されなければならないべき問題ではないかと思われる(注七三)。

(2) 公開買付けに関する規制

公開買付けについてもやはり似た問題がある。証券取引法に規定されている公開買付けに関する規制は、一般的には市場法的な性格を有する公法であると理解されていると思われるが(注七四)、しかし公開買付けといつてもいろいろなルールが存在し、慎重な検討が必要である。

たとえば、証券取引法は、定数量以上の株式を取得する場合に市場買付けが公開買付けを強制する(証取法二七条の二)。この規制の目的一つは、いわゆる支配権ブレミアムの一般株主への平等な分配にあるが(注七五)、この問題は、支配株主と少数株主間の利害調整という典型的な組織法的な性格を持つものである(注七六)。公開買付けに関するルール一般についてどのように性格づけるべきかはともかく(注七七)、少なくともこういった問題については本來は会社の従属法によつて規律されるのが筋ではないかと思われる。

合併自体は賛成だが合併比率が著しく不当だといふ種類の不満は、「承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格」(商法四〇八条)三)での株式の買取りでは救済されない。合併比率が著しく不当な場合には合併無効原因となるという学説が少くないひとつの理由はここにある(注八七)。特に、商法の規定をそのまま適用すると、外国会社を存続会社とする国際合併の場合には合併無効の訴えが提起できなくなりそうであるが(注八八)、そうだとすれば株式買取請求権による救済の不十分さが一層問題となる。このような点を強調すれば、不满がある株主は買取請求権による保護があるということで割り切れないという考え方が主張されても不思議ではない(注八九)。さらに、日本の登記所が、外国での合併手続が適正になされたことについて、書面による審査の体制を整えていないことを問題視する立場もある(注九〇)。

いずれにせよ、この問題は、わが国の現行法は、企業再編に関して反対する株主の利益をどの範囲で保護していると理解すべきか、再編の条件や手続の公正をどのように手段で担保しようとしているのかといった会社法の根本にかかわる話であり、株式買取請求権制度の持つ救済としての限界や、その運用実態をも踏まえつつ、さらには企業再編の対価の柔軟化やいわゆるスクイーズ・アウトの可否に関する議論等とも平仄を合わせて検討する必要がある。

## 五 実質法上の諸問題

### 1 総説

涉外的な側面を有する行為に日本法が適用される場合、それは準拠法選択の結果となる場合もあれば(三参照)、準拠法と無関係に当然に適用される場合(四参照)もある——、わが国の商法等がどのように規律しているかといふ実質法上の問題がある(もとより、外国法が準拠法となる場合には、当該外国法の解釈が問題であるが、ここではこの点は立ち入らない)。たとえば、外国会社の行為をどのように日本の商法が規律しているかといった点を検討しなくてはならない。従来、商法中の「会社」「子会社」といった語は外国会社を含まないと一般的に説く見解がないでもなかつたが(注七八)、そのように単純に割り切ることはできない(注七九)。たとえば、商法二七六条は、監査役が子会社の取締役・支配人その他の使用人、子会社の執行役を兼任することを禁止するが、ここでいう子会社が外国子会社を含むことは、条文の性格上当然だと思われる(注八〇)。(社外取締役に関しても同様の問題がある(商法二八八条二項七号ノ二参照))。今後、商法の一条一条の条文に即して、実質的に、「会社」、「子会社」等の語は外国会社を含むかといった検討がなされなくてはならないであろう。

## 六 むすび——国際会社法研究の意義

本稿で行ったことは、概括的な問題点の紹介にすぎないが、国際会社法が大きな広がりを持つ問題領域であるということ、この領域がまだまだ多くの検討課題を持つこと、そしてそれらを解明することが実務的にも強く求められていることだけは示せたと思う。しかし国際会社法研究は、先端的な実務の要請に応えるために必要な特殊な応用科目では決してない。むしろ、国際会社法という領域が、実質法(会社法)の研究との関係でも、大きな学問的示唆を与えることはいくら強調しても強調しすぎることはない。まず何といっても、抵触法上の問題の検討を通じて、実質法上のさまざまな法律関係や条文の性格がより明確に認識されるようになる。たとえば、会社組織をめぐる法律関係の抵触法上の性質決定という作業は、漠然と「組織法的行為」等と理解していた日本法上の制度の性格を改めて機能的に分析・整理し直すことを要求するものであり、実質法の研究にとつても非常に有益な作業である。また実質法上の問題としては、あることを想定しているのが、株主や債権者の保護の程度と手法としてはどのようなものかを予定しているのかということを、改めて問い合わせる契機にもなる。注目すべき研究も次第に蓄積されつつあるものの、いまだ未開拓な領域

## 2 実質法の解釈が問題となる諸局面・その1 比較的形式的な問題

### その1 比較的形式的な問題

日本の商法を外国の会社に適用するとすれば、細かな条文の読み替えや解釈論の工夫が必要となる事項が少くない。たとえば、1で述べておいた監査役の海外子会社取締役との兼任禁止について、アメリカの「取締役(director)」は、実質的には兼任の禁止されていない監査役に相当するもので、二七六条にいう「子会社の取締役」には該当しないのではないかといった点である(注八一)。

別の例を挙げると、四二(2)で触れた社債管理会社について、仮に海外市場で発行された社債についても社債管理会社の設置強制の規定が適用されるとした場合(注八二)、商法二九七条ノ二の資格要件をそのまま適用すると、日本の銀行がわざわざ外国市場における社債の管理をしなくてはならなくなるのかということになる。そこで、諸外国における機能的等価物で足りるかといったことが問題となる(注八三)。また、四二(3)で触れた社債権者集会の例でも、外国会社の発行する社債について日本法が適用されるとすれば、外国で行われる社債権者集会に商法の規定(裁判所の認可等)をどう解釈し適用するかといった問題がでてくる。「実質的に類似の権能を有する国家機関の行為」をもつて日本法上も有効な承認と解する(注八四)、あるいは海外で開かれる社債権者集会について日本の裁判所に認可等の管轄を認める(注八五)といった工夫が必要となる。

この点、たとえば組織再編においては株式買取請求権を認め、離脱の自由を保障している以上、この程度の不利益は問題ないと割り切る考え方もありうる(注八六)。筆者自身、(株式買取請求権や合併無効の訴えの専属管轄に関する解釈的な工夫を前提に)このような割り切りが可能ではないかと考えているが、しかし、この点はかなり微妙な価値判断を伴うことだけは留意する必要がある。というのも株式買取請求権は株主の救済として不十分な面があることは多くの学説が認めるところである。たとえば、

他方、より根本的なところで、わが国の商法の立場が問われるような問題もある。外国会社との合併や株式交換の許否がその例である。国際的企業再編に関する抵触法上の問題については、すでに説明した。しかし、仮に国際的企業再編の要件・手続について、いわゆる配分的適用という考え方をとるとても、わが国の商法が国際的企業再編を許容しているかどうかは、別途検討しなくてはならない問題である。合併会社について、仮に海外市場で発行された社債についても社債管理会社の設置強制の規定が適用されるとした場合(注八二)、商法二九七条ノ二の資格要件をそのまま適用すると、日本の銀行がわざわざ外国市場における社債の管理をしなくてはならなくなるのかとすることになる。そこで、諸外国における機能的等価物で足りるかといったことが問題となる(注八三)。また、四二(3)で触れた社債権者集会の例でも、外国会社の発行する社債について日本法が適用されるとすれば、外国で行われる社債権者集会に商法の規定(裁判所の認可等)をどう解釈し適用するかといった問題がでてくる。「実質的に類似の権能を有する国家機関の行為」をもつて日本法上も有効な承認と解する(注八四)、あるいは海外で開かれる社債権者集会について日本の裁判所に認可等の管轄を認める(注八五)といった工夫が必要となる。

この点、たとえば組織再編においては株式買取請求権を認め、離脱の自由を保障している以上、この程度の不利益は問題ないと割り切る考え方もありうる(注八六)。筆者自身、(株式買取請求権や合併無効の訴えの専属管轄に関する解釈的な工夫を前提に)このような割り切りが可能ではないかと考えているが、しかし、この点はかなり微妙な価値判断を伴うことだけは留意する必要がある。というのも株式買取請求権は株主の救済として不十分な面があることは多くの学説が認めるところである。たとえば、

この点、たとえば組織再編においては株式買取請求権を認め、離脱の自由を保障している以上、この程度の不利益は問題ないと割り切る考え方もありうる(注八六)。筆者自身、(株式買取請求権や合併無効の訴えの専属管轄に関する解釈的な工夫を前提に)このような割り切りが可能ではないかと考えているが、しかし、この点はかなり微妙な価値判断を伴うことだけは留意する必要がある。というのも株式買取請求権は株主の救済として不十分な面があることは多くの学説が認めるところである。たとえば、

## 3 実質法の解釈が問題となる諸局面・その2 会社法の基本的価値判断が問題となる問題

### その2 会社法の基本的価値判断が問題となる問題

の研究の質・量が増大することが望まれる。  
(注四四) 前田庸「会社法入門(第八版)」(有斐閣、二〇〇一年)五八五頁。

(注四五) 早川・問題の所在・前掲(注一二)二八頁参照。

(注四六) 早川・問題の所在・前掲(注一二)三二頁。

(注四七) 落合・前掲(注一二)三八頁以下、江頭・前掲(注一二)一八八頁以下、早川・問題の所在・前掲(注一二)三三頁以下。ただし、この考え方に対する必要がある。というのも株式買取請求権は株主の救済として不十分な面があることは多くの学説が認めるところである。たとえば、

(注四八) 落合・前掲(注一二)三九頁は、合併契約書の記載事項については合併当事会社の從属性の要件が累積的に適用されるところ。これに対し、早川・問題の所在・前掲(注一二)三四三三頁、松井・前掲(注一二)四五—四六頁は、この点についても配分的適用を徹底することが可能だとする。いずれかの会社の從属性の要件を満たさない場合には、いずれにせよ合併契約は不適法となるので両説の差が生じる。これは、これを認める國もある(たとえば、アメリカの多くの州法)。この場合、合併契約書に消滅会社株主に現金を交付すると記載したとすることはできない、というのが多数説であるが、これを認める國もある(たとえば、アメリカの多くの州法)。この場合、合併契約書に興味深い違いをもたらす。消滅会社株主に与えられる対価として日本法のものでは現金のみによることはできない、というのが少数説であるが、これを認める國もある(たとえば、アメリカの多くの州法)。この場合、合併契約書に消滅会社株主に現金を交付すると記載したとすると、累積的適用説をとると、このような記載は当然に無効で合併はできないことになる。これに対して配分的適用を徹底する考え方からは、

(注六九) 古くは、岡本・前掲（注二）三九頁、  
龍田・前掲（注一）一二一—二四頁等。より新しく  
「ものとして」石黒・KEPCO社・前掲（注  
七一）三一頁以下、江頭・前掲（注二）一四  
二頁等。

(注七〇) 江頭・前掲（注二）一四四頁。

(注七一) 江頭・前掲（注二）一四五頁。

(注七二) 高桑・前掲（注三八）四七頁。

(注七三) 龍田・前掲（注二）一一二頁。

(注七四) もっとも、このような性格づけは必ずしも普遍的なものではなく、たとえばヨーロッパ（たとえばイギリス）においては、公開買賣付  
ナをやぶる者レーレンは会社法的な生名各づながな

理会社は設置しなくてよいのかという疑問が出てくる。あるいは、この立場も、そのような適用的なものについては当事者自治を制約して客観的連結を貫くのかもしれないが、それならばむしろ、社債管理会社の規定は公法的規律で準拠選択に左右されないと考えたほうが自然のようにも思われる。

(注五三) 高桑・前掲(注三八)三七頁は、株式会社の場合は、(承継の)承認が(承継の)承認が適用され、分割等に於て設立会社・承継会社とに承継させることができると解すべきであるとする。他方、「もともと、不動産所在地等の裁判所がその承継を認めるか否かは、別問題である」とする。

商事法務No.1674

2003. 9.25

は、消滅会社の従属法がもつとも関連を有する法であるとすれば、たとえば消滅会社が日本法人、存続会社がデラウエア州法人の場合、合併対価を現金とする合併契約は無効であるが、逆に消滅会社がデラウエア州法人、存続会社が日本法人であれば、このような合併契約も許されるといった議論が可能になる（松井・前掲（注）一二）四五一四六頁）。

人法にそのような制度があるとしても、株式交換による親子会社は成立しない」とする。小田・前掲(注一四)二三三頁は、合併について「国際私法上は、各会社の従属法上、合併の制度が存在し、それぞれの要件および手続を満たしている場合には、国際的合併を認めてよい」とする。

(注四九) なお「ワーグンミットフ」下・前掲(注一) 三四三—三四頁の議論を参照。

（注五五）江頭・前掲（注一二）一四六頁注7は「B社の従属法の定める手続は、日本の株式交換において完全親会社となる会社に要求される合併類似の組織法的新株発行手続である可能性」。

の論者の用語法（道垣内・前掲（注九）一五三頁以上、高桑・前掲（注三八）四七頁以下等）のこととする。このような性質のルールの呼び方は、必ずしも統一されていないようである。たとえば、石黒・新世社・前掲（注一四）四六頁以下や龍田節「証券取引法の域外適用」、国際経済法二号（二三頁（一九九三頁）は、「絶対的強行法規」という表現を用いる。

（注五八） 龍田・前掲（注二）二三頁、道垣内・前掲（注九）一五六頁、高桑・前掲（注三八）四八頁。

（注五九） たとえば、日本の会社がイギリス法を

準拠法としてヨーロッパ市場で発行する場合であつても、日本の商法上発行が許されない種類の社債を発行することはできない。高桑・前掲（注三八）四八頁は、これに加えて、社債契約の準拠法も同時に及ぶとする。

（注六〇）道垣・前掲（注九）一五八頁。ただし、二十九条の社債の金額の規律は、社債権者集会における議決権の算定にも関係してくる。もし社債権者集会の規律について社債契約の準拠法によるという立場をとらないとすれば（後述四二〔3〕）、二十九条についても慎重に検討する必要がある。

（注六一）江頭・前掲（注一二）一四五頁参照

（注六三）この立場だと、逆に日本国内での募集であつても外國法を準拠法にしておけば社債管

(注七五) 龍田節「証券取引法」(有斐閣、一九九四年)二三七頁。近藤光男・吉原和志「里法務」(新訂第三版)。(商事法務、二〇〇三年)二二九頁参照。

(注七六) この問題については、前田雅弘「支配株式の譲渡と株式売却の機会均等」法学論叢一五四卷四、五六、六号(一九八四年)。

(注七七) 浜田・前掲(注七四)一五一、一七頁は、一般的に「国境を超える株式公開買付は、公開買付け規制を適用するに際しては、法人に属する原則が支配する会社法的発想に基づいて問題を処理することが、合理的であり、簡明である」とする。

(注七八) たとえば、田代有嗣「海外子会社は商法上の子会社か」月刊監査役一六九号(一九八九年)二年。

(注七八一) 江頭・前掲(注三九)七四六頁。

(注八〇) 龍田・前掲(注八)三〇九頁。ただし田代有嗣「吉牟田勲「海外子会社の法律と税務」(商事法務研究会、一九八九年)一四二頁は反対。なお、加藤勝郎「監査役が海外子会社の取締役等を兼任することの可否」本誌一〇八九号三四四頁(一九八六年)参照。

(注五七) 「公法」という呼び名はややミスリーで、イングからもしないが(実質法上の公法概念の公法上に記載するものと、公法上に記載するものとが混在する)、律度会社の側の財産分配手続等を利用して株主への分割配当の割当てを行うことが多い。

(注六一) 江頭・前掲(注一二)一四五頁参照  
(会社法につき)「抵触法上も、公法的アプローチになじむ事項が相当存在する可能性がある」とする。  
(注六二) 原田・下・前掲(注七)一〇頁。  
(注六三) この立場だと、逆に日本国内での募集であつても外國法を準據法にしておけば社債管

(注八二) 社債契約の準拠法によるという立場だけではない。しかし、この種の解釈問題は国際的な法適用では多かれ少なかれ起きる問題であって、このことから「子会社」は海外子会社を含まないとすることで問題を回避するような解釈をとるべきではない。

(注八三) 原田・下・前掲(注七) 一〇頁。

(注八四) 原田・下・前掲(注七) 一〇頁。

(注八五) 江頭・前掲(注二) 一四三頁。

(注八六) 江頭・前掲(注二) 一四七頁注14。

(注八七) この点に関する代表的文献として、龍田田[合併の公正維持]法学論叢二巻二(三二四号)二六二頁、特に二七六一~二八〇頁参照。

(注八八) 合併無効の訴えの専属管轄は、存続会社、新設会社の本店所在地の地方裁判所である(四二五条三項による)(○五条の準用)。なお株式交換について、「座談会」株式交換・株式移転――制度の活用について(ジュリスト一一六八号一二二一頁(江頭発言)(一九九九年)参照。ただし、国際的合併については消滅会社の本店所在地で合併無効の訴えを提起できるとする立場もある(早川・結語・前掲(注二) 一一二頁以下)。

(注八九) なお落合・前掲(注二) 四〇頁以下は、このような問題を、合併の承認の多数決要件の変更、消滅会社の取締役の責任その他の手段で対応すればよいとする。しかし、果たして解釈論としてこのような工夫が可能かどうかは検討を要する。

(注九〇) 龍田・前掲(注八) 三一七頁。(ふじた・ともたか)